

## 乳児虐待事件についての児童虐待事例検証部会からの意見について

平成25年4月26日、医療受診した児童(当時生後7か月)に大腿骨骨折が見つかり、受傷の状況と保護者の説明が合わないため中央子ども家庭相談センターに虐待通告が入り、直ちに職員が病院にて調査を行い児童を一時保護し、併せて警察に通報を行った。

本ケースについて、5月15日および6月21日に常任委員会で報告した後、7月9日の児童虐待事例検証部会において委員から意見を伺った。頂いた意見を踏まえ、今後の子ども家庭相談センターのより効果的な支援に繋げたい。

### 1 児童虐待事例検証部会委員からの主な意見

- ・乳幼児の健康状態の把握が必要なケースについては、市町の母子保健と早期に連携して対応すべきである。【市町母子保健との連携】
- ・最初の通告元であるA医療機関については、虐待を疑ってから通告までに時間がかかっている。医療機関に対して、早期の通告を働きかけられたい。【医療機関との連携】
- ・B医療機関での児童虐待を意識したていねいな診察の結果が、子ども家庭相談センターが本事例の危険度を判断する上で非常に有効であった。引き続き、効果的な連携を図られたい。【医療機関との連携】
- ・市町における母子保健と児童福祉の情報共有や連携について、より一層徹底すべきである。【市町における保健・福祉の連携】
- ・子ども家庭相談センターには、医学的な知識を持った職員が少ない。保健医療分野の専門職の強化を考えてほしい。【専門性の強化】

### 2 今回の事例および検証部会委員からの意見を踏まえた対応

今回の事例を踏まえ、現在子ども家庭相談センターにおいて、「通告受理後早期に、家庭内全ての人への面接を徹底する」「初動調査において児童虐待対応保健指導員(助産師・保健師)を必ず同行させる」といった対応を実施している。

更に、検証部会委員からの意見も踏まえ、以下のとおり対応を図っているところである。

#### ① 子ども家庭相談センターと市町の母子保健との連携

各市町および子ども家庭相談センター等へ通知を发出し、母子保健との情報共有等による適切な児童虐待対応や子ども家庭相談センターとの連携等に係る実施体制の再確認を求めた。

今後、リスクの高い家庭の情報把握および市町母子保健との情報共有・早期連携に努める。

② 医療機関との連携 ～早期発見・早期対応～

「医療従事者向け啓発シート」を、各市町を通じて県内の病院、診療所、歯科医院へ配付し、早期の通告等呼びかけた。

また、滋賀県産科婦人科医会総会において、この啓発シートを活用し、児童虐待対応における福祉との連携・協力をお願いした。

今後も、保健・医療関係団体を通じての周知や、病院内の研修での活用等をお願いしていく。

③ 市町における母子保健と児童福祉の連携

「児童虐待防止および母子保健担当課長・担当者会議」を開催し、市町の母子保健と児童福祉が連携した児童虐待対応の充実を求めた。

今後も、母子保健と児童福祉共同の会議を開催して、連携の徹底を図る。

④ 専門性の強化

社会福祉審議会の答申を受け、今年度、子ども家庭相談センターの機能強化方策の検討に取り組んでおり、検証部会委員からの意見も踏まえ今年度末には機能強化の考え方を取りまとめる予定である。

# 子ども虐待防止のために

～ 医療から、つなく・つながる ～

- ★相談窓口への相談は、支援の第一歩となります。
- ★子ども虐待への対応は、子どもと保護者の両方を支援の対象とします。
- ★気になる親子を支援する、保健や福祉の機関にご協力ください。

次のようなことを手がかりに、「何となく気になる」子どもや保護者を、支援へとつなげてください。

## ○こんな子どもはいませんか？

新旧複数の皮下出血、不自然な外傷・熱傷・凍傷、受傷機転が不明確な頭部外傷、ぎこちない行動、極端に汚れた衣服、しばらく洗っていないような頭髪、治療されていない多くのう歯、口腔内損傷、歯牙損傷 など

## ○こんな保護者はいませんか？

育児不安、生活環境が不適切、子どもの重症度とそぐわない態度、厳しい体罰を当然と考えている、子どもに心理的に過度に依存し、不満を子どもにぶつける など  
《妊婦さん：健診の未受診、母子健康手帳の遅い交付、望まない妊娠 など》

## ○こんな家庭はありませんか？

夫婦不和、経済不安、地域から孤立（自ら拒否、周囲から見放される など）、子どもの面前的DV（配偶者暴力）行為 など

子ども虐待が疑われる場合は、法律で定める通告義務の対象です

もしかして？ と思ったときは **連絡を**

誰が連絡したかは明かされません。

守秘義務違反とはなりません。



◎ 前町子ども虐待対応課

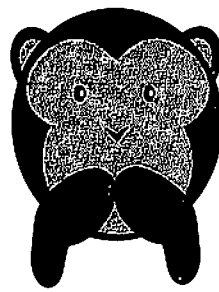
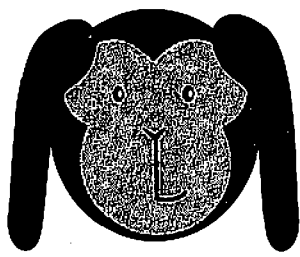
連絡先

◎ 県子ども家庭相談センター  
虐待ホットライン（24時間）

077-562-8996



【監修】(社) 滋賀県医師会  
(社) 滋賀県歯科医師会



虐待かな？

見ざる！聞かざる！言わざる！  
では…

困ります!!

## 医療従事者には子ども虐待の 早期発見が期待されています



～児童虐待防止法では次のように定められています～

子ども虐待早期発見への自覚と行動が求められています

病院の職員や医師、保健師は、子ども虐待を発見しやすい立場にあり、子ども虐待の早期発見に努めなければいけません。

通告は義務です、通告が守秘義務違反にはなりません

虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに、これを市町や児童相談所に通告しなければいけません。

虐待の事実を  
具体的に証明する  
必要はありません。

刑法上の秘密漏示罪や、その他の守秘義務に関する法律に違反することにはなりません。

守秘義務より  
通告義務が優先します。



医療機関が子ども虐待の防止や対応のために必要な情報を、児童相談所や市区町村に提供することについては、基本的に守秘義務や個人情報保護に係る規定違反とはなりません。

(厚生労働省通知)

通告した人が特定されないように秘密は守られます

通告を受けた市町や児童相談所が通告者を特定できるような情報を、外部に漏らすことはありません。

